第４章、移動等円滑化促進地区の設定

４の１、移動等円滑化促進地区の設定

以下の考え方に基づき促進地区を設定します。

まる１、原則として、従前の基本構想における重点整備地区は改正バリアフリー法に基づく促進地区と読み替え、引き続きバリアフリー化を推進する地区として位置づける。

まる２、３施設以上の生活関連施設を含むように地区を設定する。

まる３、重点整備地区外の施設を新たに生活関連施設に位置づける場合は、当該施設及び施設への経路を含むよう地区を拡大する。

まる４、立地適正化計画との整合に留意し、各促進地区は各都市機能誘導区域を含むエリアとして設定する。（１促進地区に１都市機能誘導区域を包括する。ただし、18.市立青葉病院地区は除く）

まる５、従前の基本構想における重点整備地区で隣接する地区が重なり合っている部分は、移動の連続性に配慮しつつ、地区の境界を精査し、道路や河川など明確な境界線で区切りなおす。

以下に、従前の基本構想及びバリアフリーマスタープランの地区のひょうがあります。内容は次のとおりです。

従前の基本構想における18地区

１、JR・京成幕張本郷地区

主要駅、JR・京成幕張本郷駅

２、JR・京成幕張地区

主要駅、JR・京成幕張駅

３、JR新検見川地区

主要駅、JR新検見川駅

４、JR・京成稲毛地区

主要駅、JR稲毛駅

５、JR西千葉、京成みどり台地区

主要駅、JR西千葉駅

６、千葉都心地区

主要駅、千葉駅

７、JR蘇我地区

主要駅、JR蘇我駅

８、JR浜野地区

主要駅、JR浜野駅

９、JR鎌取地区

主要駅、JR鎌取駅

10、JR誉田地区

主要駅、JR誉田駅

11、JR土気地区

主要駅、JR土気駅

12、JR・モノレール都賀地区

主要駅、JR・モノレール都賀駅

13、JR検見川浜地区

主要駅、JR検見川浜駅

14、JR稲毛海岸地区

主要駅、JR稲毛海岸駅

15、モノレールスポーツセンター地区

主要駅、モノレールスポーツセンター駅

16、モノレールちしろ台地区

主要駅、モノレールちしろ台駅

17、JR海浜幕張地区

主要駅、JR海浜幕張駅

18、いちりつ青葉病院周辺地区

主要駅、京成千葉でら駅

なお、従前の基本構想における重点整備地区からの主な変更点は、第６章、地区別のバリアフリー方針に記載

バリアフリーマスタープランにおいて新たに設定する22地区

１、JR・京成幕張本郷地区

主要駅・停留所、JR・京成幕張本郷駅

２、JR・京成幕張地区

主要駅・停留所、JR・京成幕張駅

３、JR新検見川、京成検見川地区

主要駅・停留所、JR新検見川駅、京成検見川駅

４、JR・京成稲毛地区

主要駅・停留所、JR・京成稲毛駅

５、JR西千葉、京成みどり台地区

主要駅・停留所、JR西千葉駅、京成みどり台駅

６、千葉都心地区

主要駅・停留所、千葉駅

７、JR蘇我地区

主要駅・停留所、JR蘇我駅

８、JR浜野地区

主要駅・停留所、JR浜野駅

９、JR鎌取地区

主要駅・停留所、JR鎌取駅

10、JR誉田地区

主要駅・停留所、JR誉田駅

11、JR土気地区

主要駅・停留所、JR土気駅

12、JR・モノレール都賀地区

主要駅・停留所、JR・モノレール都賀駅

13、JR検見川浜地区

主要駅・停留所、JR検見川浜駅

14、JR稲毛海岸地区

主要駅・停留所、JR稲毛海岸駅

15、モノレールスポーツセンター地区

主要駅・停留所、モノレールスポーツセンター駅

16、モノレールちしろ台地区

主要駅・停留所、モノレールちしろ台駅

17、JR海浜幕張地区

主要駅・停留所、JR海浜幕張駅

18、いちりつ青葉病院周辺地区

主要駅・停留所、京成千葉でら駅

19、大宮台団地地区

主要駅・停留所、大宮団地バスターミナル

20、こてハシ台団地地区

主要駅・停留所、こてハシ第三バス停

21、さつきが丘団地地区

主要駅・停留所、さつきが丘第二バス停

22、花見川団地地区

主要駅・停留所、花見川交番バス停

以下に、千葉市バリアフリーマスタープラン促進地区の図があります。

４の２、生活関連施設・生活関連経路の設定

以下の考え方に基づき生活関連施設・生活関連経路を設定します。

かっこ１、生活関連施設の設定

不特定多数の高齢者・障害者等の利用が考えられる施設を生活関連施設として設定する。

従前の基本構想の生活関連施設を基本に、施設種別ごとに再整理し、設定根拠を明確にした生活関連施設を設定する。

旅客施設等を中心に半径500メートル程度が徒歩圏、半径500メートル以上は徒歩以外の移動が多くなり、半径1km以上は徒歩以外の移動が主体になると考えられる。このような特性を踏まえ、距離に応じて生活関連施設の抽出ルールを定めるものとする。（表、生活関連施設抽出ルール参照）

まる１、半径500メートル以内においては、全ての生活関連施設を対象とする。

まる２、半径500メートル以上1km以内においては、広域から不特定多数の利用者が見込まれる旅客施設、市役所、区役所、市民センター、県庁、運転免許センター、ゆうゆう窓口機能をもつ郵便局、市民会館、障害者施設（療育センター）、保健じょ、保健福祉センター、総合病院、都市公園（都市基幹公園、大規模公園、特殊公園）、従前の基本構想で設定している前述の施設と合致する施設を対象とする。

まる３、半径1km以上は、全て対象外とする。ただし、従前の基本構想で目的施設となり、既に生活関連経路が設定されている場合は対象とする。（新しい抽出基準の生活関連施設の対象とならない施設（つうしょ施設等）は除く）

まる４、まる１、まる２、まる３、で抽出された生活関連施設間を結ぶ経路（生活関連経路）じょうに出入口を接する施設は、施設間利用が想定される施設として対象とする。

かっこ２、生活関連経路の設定

原則として従前の基本構想における生活関連経路を継続するが、改定後に生活関連施設の対象とならない施設（つうしょ施設等）への経路は削除する。

追加する生活関連施設への経路は、原則として既存経路から分岐させて設定する。

隣接する地区間を結ぶ路線は、ネットワークの連続性を考慮し設定する。

生活関連経路は以下の３つの性格を持つ経路を選定し設定する。なお、整備目標・基準については、今後、道路特定事業計画において検討する。

まる１、地区の幹線的な道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路

まる２、生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路

まる３、バス停留所から生活関連施設間の利用を想定する経路（鉄道駅からの徒歩利用を想定しない概ね1km以上離れている施設への経路）

以下に、生活関連施設抽出ルールのひょうがあります。内容は次のとおりです。

半径500メートル圏内の抽出対象施設

１、旅客施設

鉄軌道駅（乗降客すう2,000人以上）

旅客船ターミナル

２、公共施設（公益施設）

市役所、区役所、市民センター等

連絡じょ

県庁

警察署

運転免許センター

法務局

税務署

県税事務所

公共職業安定じょ、ハローワーク

年金事務所

郵便局

３、集会施設

コミュニティセンター、勤労市民プラザ、公民館

市民会館

４、福祉施設

高齢者施設、（地域安心ケアセンター、いきいきセンター・プラザ）

障害者施設、（障害者福祉センター、養護教育センター）

障害者施設、（療育センター）

子育て支援施設、（地域子育て支援センター）

社会福祉協議会

５、保健施設・病院

保健じょ、保健福祉センター

病院、（病床数20床以上）

総合病院、（病床数100床以上）

６、文化・教養・教育施設

生涯学習センター、青少年センター、文化会館、（センター・プラザ・ホール）、科学館、スポーツ施設

図書館、博物館、美術館

大学

特別支援学校

７、大規模店舗

大規模小売店舗、（2,000㎡以上）

大規模集客施設、（10,000㎡超）

８、宿泊施設

客室数50以上のホテル又は旅館

９、都市公園

地区公園

都市基幹公園、大規模公園、特殊公園

10、駐車場

ろがい駐車場、（公共）

11、１～１０の生活関連施設に合致する従前の基本構想の目的施設

12、１～１１の生活関連施設のうち、生活関連経路に出入口を接する施設

半径500メートル～1km圏内の抽出対象施設

１、旅客施設

鉄軌道駅、（乗降客すう2,000人以上）

旅客船ターミナル

２、公共施設（公益施設）

市役所、区役所、市民センター等

県庁

運転免許センター

ゆうゆう窓口がある郵便局

３、集会施設

市民会館

４、福祉施設

障害者施設、（療育センター）

５、保健施設・病院

保健じょ、保健福祉センター

総合病院、（病床数100床以上）

６、文化・教養・教育施設

なし

７、大規模店舗

なし

８、宿泊施設

なし

９、都市公園

都市基幹公園、大規模公園、特殊公園

10、駐車場

なし

11、１～１０の生活関連施設に合致する従前の基本構想の目的施設

12、１～１１の生活関連施設のうち、生活関連経路に出入口を接する施設

半径1km以上の抽出対象施設

１、旅客施設

なし

２、公共施設（公益施設）

なし

３、集会施設

なし

４、福祉施設

なし

５、保健施設・病院

なし

６、文化・教養・教育施設

なし

７、大規模店舗

なし

８、宿泊施設

なし

９、都市公園

なし

10、駐車場

なし

11、１～１０の生活関連施設に合致する従前の基本構想の目的施設

12、１～１１の生活関連施設のうち、生活関連経路に出入口を接する施設

なお、バリアフリー法の一部改正により建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物に追加された、公立小中学校等については、地区の状況や各学校の実態を踏まえ、地区別バリアフリー基本構想の策定時に生活関連施設への位置づけを検討します。

４の３、重点整備地区の検討の考え方

先に設定した促進地区のうち、今後、優先して重点整備地区として検討する地区については、下記フローに示す考え方に基づき、立地適性化計画との整合を図りつつ、候補地区について評価要件や行政区のバランス、関連事業の進捗状況等を考慮し、設定していくものとします。

以下に、設定の考え方フローの図があります。